

提出期限について

Q 1. 申請書類の提出期限を延長してもらうことは可能ですか？

A 1. 提出期限の延長はできません。

例年、期限までに必要書類を揃えられずに、申請を却下されるケースが多発しています。家庭状況によっては追加書類を求める場合がありますので、期限までにすべての書類を揃えられるよう、申請書類の準備は早めに行ってください。

提出期間前でも、事前相談期間（Q 1 5 参照）において、必要書類が揃っている場合は、提出を受け付けますので、ご利用ください。

Q 2. 必要書類が揃っていないのですが、申請を受け付けてもらえませんか？

A 2. 期限までに必要書類が揃っていない場合、受付はできません。

必要書類とは、申請時点での入手可能なものを指します。自己都合に因らず入手できない書類がある場合は、必ず事前に学生支援係に相談してください。

Q 3. 間もなく就職（入学）する家族がいます。必要書類が提出日に間に合いませんが、どのようにすれば良いですか？

A 3. 就職の場合は、申請書様式 3 「給与支給（見込）証明書」を見込額で、決定次第（入社次第）就職先に証明してもらい、入学の場合は、進学先の学校に、在学証明書（国立学校の場合は、申請書様式 2 「就学状況証明願」）を入学次第手配し、こちらが定めた期日までに提出してください。また、進学か浪人等かどうか未定の家族がいる場合には、申請時にご相談ください。

Q 4. 家族に進級する兄弟姉妹等がいます。進級後に在学証明書（国立学校の場合は、申請書様式 2 「就学状況証明願」）を手配すれば良いですか？

A 4. 進級の場合は、進級前の学年のうちに書類を手配していただいて結構です。ですので、申請日までに書類を手配し、他の書類と一緒に提出してください。

申請方法について

Q 5. 郵送による申請は可能ですか？

A 5. 郵送による申請は、認めません。

ただし、遠方に在住している社会人学生や、留学中であるなど、書類を持参できない特別な事情がある場合は郵送による申請を認めることがありますので、事前にご相談ください（事前の相談がないものや、書類に不備・不足のあるものは受け付けできません）。

Q 6. 代理の者による申請は可能ですか？

A 6. 代理申請は、申請書類の内容を明確に説明できる方（家族等）に限り可能です（受付時に、申請内容について不明な点等を聞き取り調査するため）。

ただし、申請者はあくまで学生本人ですから、代理申請は本人が書類を持参できない特別な事情がある場合のみ行ってください。

また、事前相談期間（Q15参照）もご利用ください。

Q7. 申請書は、自身ではなく家族が記入しても良いですか？

A7. 申請書は、申請者である学生本人が、家庭の状況を把握した上で、記入していただくことになっております。また、申請時には、申請書に記載している内容について、大学側から聞き取りや質問をしますので、応じることができるよう、事前準備してください。

Q8. 申請書に記載する家族には、同じ世帯に住む祖父母等は含まれますか？

A8. 同一生計として含みます。なお、世帯分離は認めません。住民票上は分離されている理由から、祖父母を別世帯とはみなしませんので、注意してください。なお、二世帯住宅等により、光熱水道費の領収書がそれぞれの名義で発行されている場合については、別生計としてみなす場合があります。

提出書類について

Q9. 「本人」や「生計を一にする家族（就学者を除く）」のうち、無収入の者がいるのですが、その者についても所得証明書が必要なのですか？

A9. 「本人」及び「生計を一にする家族全員（本人以外の就学者は除く）」の所得証明書は、収入の有無に関わらず申請者全員が必ず提出しなければなりません。

これは、無収入の方については、所得証明書をもって収入がないことを確認しているためです（無収入の方でも、収入がなく所得が0円であることが記載された所得証明書が、市区町村役場から発行されます）。

なお、所得証明書に1円でも収入が記載されている場合、申請者にはその内容を明らかにする義務があり、追加書類を求められることとなります。

Q10. 源泉徴収票や確定申告書を提出したので、所得証明書は提出しなくてよいですか？

逆に、所得証明書を提出した場合は、源泉徴収票等を提出しなくてよいですか？

A10. 所得証明書および源泉徴収票等の所得に関する証明書は、両方とも提出が必要です。

両方を確認することで、申告されたもの以外に収入がないか等を審査しています。なお、所得証明書は市区町村役場から、源泉徴収票は勤務先から入手してください。

Q11. 確定申告の際に源泉徴収票の本紙を提出したため、源泉徴収票がありません。どのようにすれば良いですか？

A11. 給与所得者の場合は、確定申告書（写）に加えて、源泉徴収票（写）も必要です。源泉徴収票の再発行を勤務先に依頼し、コピーを提出してください。また、確定申告書（控）の提出についても、原本を提出せずにコピーを提出してください。

Q12. 年金は、非課税の遺族年金や障害年金、個人年金等も申告する必要がありますか？

A12. 年金は、全ての年金を申告してください。申告漏れがある場合は、虚偽の申告とし、授業料免除された分の授業料を返還していただくことや、今後の申請を認めない可能性がありますので、必ず全ての収入について申告してください。

また、個人年金で確定申告（または市町村民税・都道府県民税申告書）をしている場合は、確定申告書（控）第一表、二表、三表（ある場合のみ）の（写）等も提出してください。

Q 1 3. 提出書類はコピーでもよいですか？

A 1 3. 授業料免除申請書類に示された必要書類の一覧表に、「・・・(写)」の記載があるものはコピーで結構です。内容が確認できるよう鮮明にコピーしてください。

一覧表に「・・・(写)」と記載のないものは、証明書等の本紙を提出してください。

また、提出された書類の返却・貸出し等はできませんので、申請書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や別の申請等に利用できるようにしてください。

Q 1 4. 2016 年 4 月入学の私費外国人留学生ですが、市役所で所得証明書を発行してもらえませんでした。どのようにすれば良いですか？

A 1 4. 所得証明書は、前期申請時は 2015 年 1 月 1 日（後期申請時は 2016 年 1 月 1 日）に日本に在住している方ではないと発行してもらえません。該当する方は、所得証明書を発行されない旨の事情書（様式任意・来日した日も記載・A4 サイズ）を作成し、所得証明書の代わりのものとして提出願います。

また、所得証明書は、前期申請時は 2015 年 1 月 1 日（後期申請時は 2016 年 1 月 1 日）に住民票がある住所の市区町村役場で発行されますので、現在住んでいる市役所から所得証明書が発行されない場合は、以前住んでいた住所の役所に依頼する必要があります。

事前相談期間について

Q 1 5. 事前相談期間とはどのような制度ですか？

A 1 5. 申請書類提出期間前の事前相談期間中に、必要書類について事前の相談ができる制度です。

事前相談を行うことで、申請期間に必要書類を揃えられずに申請が却下される危険性を大幅に減らせますので、ぜひご活用ください。

また、事前相談期間中でも、必要書類が揃っている場合は、申請可能です。

完全予約制について

Q 1 6. 完全予約制とはどのような制度ですか？

A 1 6. 予約制導入前は申請期間終了間際になると混雑し、待ち時間が 3～4 時間におよぶことがありました。

混雑を解消するため、申請日時を事前に予約して、予約日時に申請する制度です。

ただし、予約のない方はいかなる理由でも受付しませんので注意してください。

前期後期一括申請について

Q 1 7. 前期から申請内容に変更がないので、後期分の申請を省略できますか？

A 1 7. 授業料免除の申請は、各学期（前期・後期）ごとに行う必要があります。前期から申請内容が変わらないからといって、後期分の申請を省略することはできません。

ただし、前期分の申請時に当該年度の前期・後期を通じて申請内容に変更がないと認められる場合は、「前期後期一括申請」制度も利用可能です。詳細は申請書類をご確認ください。

Q 1 8. 前期後期一括申請を行いました。後期分の手続きは何もしなくてよいですか？

A 1 8. 前期後期一括申請が認められた場合でも、後期分について一部の書類を追加提出する必要があります。

また、前期後期一括申請として書類を提出しても、一括申請が認められない場合もあります。その場合、後期分については改めて申請が必要です。

前期後期一括申請が認められたかどうかは、7月中旬（予定）にアカンサスポータルのメッセージにて、前期分の授業料免除審査結果と併せて通知します。必ず一括申請の結果を確認し、以降の必要手続きをとってください。

Q 1 9. 結果通知を確認したところ、前期後期一括申請が認められました。次に何をしたらよいですか？

A 1 9. 申請書類を確認のうえ、所定の締切日（7月下旬）までに「本人」及び「生計を一にする家族全員（就学者を除く）」の、最新の所得証明書を提出してください。

この所得証明書により、前期分の申請内容に収入の一部を申告していない等の虚偽等ないかを再確認しますので、申請を行う際には父母等の収入についてもよく確認のうえ申請してください。

なお、一括申請が認められても、上述の必要書類を提出しない場合や申請内容に当初予期していない変更が生じた場合は、一括申請は無効となり、改めて後期分の申請を行う必要があります。

一括申請が認められた場合は、申請者本人が家庭の状況をしっかりと把握し、少しでも申請内容に変更があったとき（本人がアルバイトを始めた、家族が転職した等）は、必ず担当係に申し出てください。

Q 2 0. 前年度、「前期後期一括申請」が認められ、今年度も申請内容に変更がありません。前年度の申請をそのまま継続できますか？

A 2 0. 「前期後期一括申請」が認められた場合でも、年度を超えての一括申請はできません。年度が変わって授業料免除を必要とする場合は、改めて申請を行ってください。

結果通知について

Q 2 1. 審査結果の通知はいつですか？

A 2 1. 前期分は7月中旬（予定）、後期分は12月中旬（予定）に、アカンサスポータルのメッセージで通知します。

Q 2 2. 申請書を受付けてもらいましたが、これで自分の申請は完了しているのですか？

A 2 2. 当該期の結果通知まで、申請は完了しません。

申請内容についての審査を結果通知の直前まで行っており、場合によっては追加書類の提出を求める可能性があるためです。

追加書類を求める場合、アカンサスポータルのメッセージや電話で連絡をします。連絡が取れない、求められた書類を提出しないなど、申請者としての義務を怠った場合、その時点で申請は無効となり、授業料免除の申請ができません。

受付後も、担当係からの連絡には速やかに対応できるよう、ご注意ください。

免除基準について

Q 2 3. 授業料免除が許可される基準を教えてください（所得がいくら以下であればよいのか）。

A 2 3. 金沢大学の授業料免除は、家計基準（経済的に困窮していること）と学力基準（学業成績が優秀であること）の両方を満たした者に対して許可されるものです。

所得についての家計基準は、学域・大学院の区分や家族の人数等によって異なります。詳細は本学 Web サイトの「免除関係規則」項目をご覧ください。

Q 2 4. 母子（父子）家庭なのですが、授業料免除を受けられますか？

A 2 4. 母子（父子）家庭など、特別な事情があることのみによって授業料が免除されることはありません。家庭に特別な事情がある場合でも、授業料免除を受けるためには、家計基準と学力基準の両方を満たす必要があります（A 1 6. 参照）。

Q 2 5. 授業料免除申請の結果が不許可でした。理由を教えてください。

A 2 5. 申請結果が不許可となった理由は、申請者である学生本人が、学生証を持参のうえ担当係の窓口へ来た場合のみ説明します（個人情報保護のため、電話やメールでのお問い合わせには回答できません）。

前回の申請時よりも家計状況が悪化したにも関わらず不許可であった場合は、成績が下がり学力基準が満たされていない可能性もありますので、ご自身で確認してください。

授業料の納入について

Q 2 6. 授業料免除の申請をしましたが、授業料納入日が授業料免除の結果通知時期より前に設定されています。

授業料の支払いはどうなりますか？

A 2 6. 授業料免除を申請した方は、授業料の口座振替を一旦ストップし、申請結果が出るまで徴収を猶予することになります。

Q 2 7. 授業料免除申請の結果が不許可だった場合、授業料はいつ納入すればよいですか？

A 2 7. 申請結果が不許可の場合は、結果通知のアカンサスポータルメッセージに記載された引落日に、口座振替により授業料を納入いただきます。残高不足にご注意ください。